

○川崎市建築基準法施行細則
平成5年6月24日規則第65号
川崎市建築基準法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号。以下「基準条例」という。)、川崎市建築協定条例(昭和46年川崎市条例第32号)、川崎市特別工業地区建築条例(昭和62年川崎市条例第26号。以下「特別工業地区条例」という。))及び川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号。以下「地区計画条例」という。))の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(磁気ディスク等による手続ができる区域の指定)

第4条 省令第11条の3第1項の規定により市長が指定する区域は、川崎市全域とする。

(確認及び検査の申請手数料等の減免)

第5条 川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号。以下「手数料条例」という。))第7条第3号の規定により市長が第1号に該当すると認めた場合は確認及び検査の申請手数料を免除し、第2号から第4号までのいずれかに該当すると認めた場合は当該第2号から第4号に規定する割合で確認及び検査の申請手数料を減額することができる。

- (1) 市長が特に認める災害の被災者が自ら居住するために建築する延べ面積100平方メートル以内の住宅で、その災害が発生した日から6月以内に確認の申請をした場合
(2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づき施設建築物を建築する場合 次のアからキまでの種別ごとに手数料条例第2条に規定する額の2分の1

ア 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。))の規定に基づく確認の申請

イ 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請

ウ 法第7条の3第2項の規定による中間検査を受けた場合の法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請

エ 法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査の申請

オ 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請

カ 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請

キ 法第6条第1項の規定に基づく確認申請に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における法第6条第1項の規定に基づく確認の申請

- (3) 総合的設計による一団地の住宅施設に関する場合 前号アからキまでの種別ごとに手数料条例第2条に規定する額の2分の1以内

- (4) 前各号に規定するもののほか、公益上必要がある場合 第2号アからキまでの種別ごとに手数料条例第2条に規定する額の2分の1以内

(工事監理者等の選任)

第6条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。))の規定により建築主事へ確認の申請書を提出した建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めなければならない場合は、確認済証の交付を受ける前に工事監理者及び工事施工者(以下「工事監理者等」という。))を定めなければならない。ただし、工事監理者等を定めることができない法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。))の規定により建築主事へ確認の申請書を提出した建築主は、交付を受けた当該確認済証に係る建築物の工事に着手する前に工事監理者等を定めて、建築主事に工事監理者等選任(名義等変更)届(第1号様式)により届け出なければならない。

(名義等の変更)

第7条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定により建築主事から確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」と総称する。))の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」と総称する。))で、その工事が完了する前に、建築主等、その代理者、工事監理者若しくは工事施工者の名義若しくは住所、設計者の住所又は敷地の地名地番の変更をしようとするものは、工事監理者等選任(名義等変更)届に、当該確認済証を添えて速やかに建築主事に届け出なければならない。

(取下届及び取りやめ届)

第8条 建築主等は、法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定による申請書を提出した後に当該申請を取り下げようとするときは取下届(第2号様式)を、確認済証の交付を受けた後に計画の全部又は一部を取りやめようとするときは建築計画(一部・全部)取りやめ届(第3号様式)に、確認済証を添えて建築主事に提出しなければならない。

(国の建築物等に係る手続への準用)

第8条の2 前3条の規定は、法第18条(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定による手続について準用する。

(指定確認検査機関の報告)

第8条の3 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等、その代理者、工事監理者若しくは工事施工者の名義若しくは住所の変更又は選任、設計者の住所若しくは敷地の地名地番の変更又は計画の全部若しくは一部の取りやめの届出を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(建築監視員の設置)

第9条 法第9条の2の規定により法第9条第7項及び第10項の規定による権限を行わせるため、本市に建築監視員を置く。

(公開による意見の聴取の請求)

第10条 法第9条第3項(法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。))及び第8項(法第10条第4項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定による意見の聴取の請求は、文書をもって行わなければならない。

(特定建築物の定期報告)

第11条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物(同項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。))は、次の表のア欄の各項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表のイ欄の当該各項に掲げる要件に該当するもの(政令第16条第1項に掲げる建築物を除く。))とする。ただし、同表の3の項に該当する建築物にあっては、同項のア欄に掲げる用途に供する部分が避難階以外の階にあるものに限る。

| | ア | イ |
|---|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場(屋外観覧場を除く。) | 床面積の合計が100平方メートルを超えること。 |
| 2 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 床面積の合計が500平方メートルを超えること。 |
| 3 | ホテル又は旅館 | 床面積の合計が300平方メートルを超えること。 |
| 4 | 病院、診療所(患者の入院施設があるものに限る。))又は政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等で入所者のための宿泊施設を備えるもの | 避難階以外の階における床面積の合計が300平方メートルを超えること。 |

2 法第12条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築物及び特定建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。この場合において、法第12条第1項の規定による調査の時期は、定期報告を行う日前3月以内の日でなければならない。

- (1) 政令第16条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物並びに前項の表の1の項、3の項又は4の項に該当する特定建築物
平成28年を初年とする同年以後3年ごとの各年の6月1日から9月30日まで
- (2) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物及び前項の表の2の項に該当する特定建築物 平成28年を初年とする同年以後3年
ごとの各年の10月1日から翌年の1月31日まで

(特定建築設備等の定期報告)

第12条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等(同項に規定する特定建築設備等をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第16条第1項に掲げる建築物及び前条第1項に掲げる特定建築物に設置された機械換気設備、中央管理方式の空調設備、排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置
- (2) 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いもの(一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)
- (3) 前条第1項に掲げる特定建築物に設置された防火設備(政令第109条第1項に規定する防火設備をいい、随時閉鎖又は作動できるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。)

2 法第12条第3項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。この場合において、法第12条第3項の規定による検査の時期は、定期報告を行う日前3月以内の日でなければならない。

- (1) 政令第16条第3項第1号及び前項第2号に掲げる昇降機 最初の定期報告については当該建築設備等の設置者が法第87条の2において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月(当該建築設備等の設置者が法第87条の2において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けていない場合は、市長が定める月)の翌月の初日から起算して1年(省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目については、3年)以内の日とし、第2回以後の定期報告については前回の定期報告を行った日の属する月の翌月の初日から起算して1年(省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目については、3年)以内の日とする。
- (2) 前条第2項第1号に掲げる建築物又は特定建築物に設置された政令第16条第3項第2号並びに前項第1号及び第3号に掲げる特定建築設備等 平成28年を初年とする同年以後毎年(省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目については、3年ごとの各年の)6月1日から9月30日まで
- (3) 前条第2項第2号に掲げる建築物又は特定建築物に設置された政令第16条第3項第2号並びに前項第1号及び第3号に掲げる特定建築設備等 平成28年を初年とする同年以後毎年(省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目については、3年ごとの各年の)10月1日から翌年の1月31日まで

(工作物の定期報告)

第12条の2 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による定期報告の時期は、最初の定期報告については当該工作物の築造主が法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月(当該工作物の築造主が法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けていない場合は、市長が定める月)の翌月の初日から起算して1年(省令第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目については、3年)以内の日とし、第2回以後の定期報告については前回の定期報告を行った日の属する月の翌月の初日から起算して1年(省令第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目については、3年)以内の日とする。この場合において、法第12条第3項の規定による検査の時期は、定期報告を行う日前3月以内の日でなければならない。

(工事の計画等に関する報告)

第13条 次の表ア欄に掲げる建築物又はこれらに準ずるものの工事のうち、建築主事が特に指定するものに係る建築物について、当該建築物の工事監理者等は、それぞれ同表イ欄に掲げる工事に着手する日の7日前までに、建築主事に同表ウ欄に掲げる計画書又は報告書を提出しなければならない。

| | ア 建築物の種類 | イ 工事の種類 | ウ 提出図書 |
|---|-----------------------|-----------------|----------------------|
| 1 | 工事の着手前に地質調査等の調査が必要なもの | くい打ち工事又は基礎工事 | 地質調査報告書、載荷試験報告書その他図書 |
| 2 | 全ての種類 | 特殊構造及び特殊工法による工事 | 各種施工計画書 |

2 次の表ア欄に掲げる建築物又は工作物の工事のうち、市長が指定するものに係る建築物又は工作物について、当該建築物又は工作物の工事施工者は、それぞれ同表イ欄に掲げる工事に着手する日の3日前(同表の1の項に掲げる工事にあっては、7日前)までに、市長に同表ウ欄に掲げる計画書又は概要書を提出しなければならない。

| | ア 建築物又は工作物の種類 | イ 工事の種類 | ウ 提出図書 |
|---|-----------------------------------------------------------------------|---------|---------------|
| 1 | 高さが10メートルを超える山留め工事を必要とするもの(建築主事が特に指定するものに限る。) | 山留め工事 | 山留め工事施工計画書 |
| 2 | 高さが3メートルを超える山留め工事を必要とするものであって、その敷地内の地面の高低差が3メートルを超えるもの(1の項に掲げるものを除く。) | 山留め工事 | 山留め工事等施工計画概要書 |
| 3 | 深さが3メートルを超える根切り工事を必要とするものであって、その敷地内の地面の高低差が3メートルを超えるもの(前2項に掲げるものを除く。) | 根切り工事 | 山留め工事等施工計画概要書 |

(工程報告)

第14条 次の表に掲げる建築物の工事が同表に掲げる工程に達するときは、これらの工程のうち、建築主事(山留め工事又は根切り工事にあっては、市長。以下この条において同じ。)が特に指定するものについて、当該建築物の工事監理者等は、その工程に達する日の3日前までに、その工程を建築主事に報告しなければならない。

| 建築物の規模 | 建築物の構造 | 報告しなければならない工程 |
|--------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての規模 | 全ての構造 | 1 山留め工事又は根切り工事を始めるとき。 2 山留め工事又は根切り工事が終わるとき。 3 特殊構造及び特殊工法による工事を始めるとき。 |
| 2以上の階数を有し、又は工事に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | 鉄骨造 | 1 基礎のくい打ちを始めるとき。 2 基礎の配筋が終わるとき(地中ばりの配筋を含む。) 3 鉄骨の建方が終わるとき。 4 鉄骨の高力ボルト締め若しくはボルト締め又は現場のリベット打ちが終わるとき。 5 鉄骨の現場溶接が終わるとき。 |
| | 鉄筋コンクリート造 | 1 基礎のくい打ちを始めるとき。 2 基礎の配筋が終わるとき(地中ばりの配筋を含む。) 3 各階の床及び屋根版の配筋が終わるとき。 4 プレキャスト鉄筋コンクリート部材の建方が終わるとき。 |
| | 補強コンクリートブロック造 | 1 基礎の配筋が終わるとき。 2 ブロック積みを始めるとき。 |

| | | |
|--------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------|
| | | 3 各階の ^{がりよう} 臥梁若しくは床又は屋根版の配筋が終わるとき。 |
| 3以上の階数を有し、又は工事に係る部分の床面積の合計が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの | 木造 | 1 基礎の配筋が終わるとき。 2 建方が終わり、筋かい、火打材その他の斜材を入れ、金物の緊結が終わるとき。 |

2 前項の規定は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造又は木造の構造を併用している建築物にあつては、それぞれの構造部分について適用する。

3 法第88条第1項又は第2項の規定により確認を必要とする工作物の工事施工者は、当該工作物の工事が建築主事の特に指定する工程に達するときは、その工程に達する日の3日前までに建築主事に報告しなければならない。

(垂直積雪量)
第14条の2 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、川崎市全域において30センチメートルとする。ただし、平成12年建設省告示第1455号第2に掲げる式によって計算した場合は、当該式により算出した数値をもって垂直積雪量とすることができる。

(道路の位置の指定申請書等)

第15条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書(第6号様式)に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第9条に規定する付近見取図及び同条に規定する明示すべき事項のほか地籍図に次の表に掲げる内容を記載したものの(第7号様式)。ただし、位置の指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「道路敷」という。)とその道路敷に接する土地との高低の差が2メートル未満の場合にあつては同表の2の項に掲げる図書を省略することができる。

| 図書の種類 | | 明示しなければならない事項 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 敷地計画図 (縮尺200分の1以上) | (1) 指定を受けようとする道路の構造、路面の地盤高及びごう配 (2) 指定を受けようとする道路を利用しようとする敷地(以下「計画敷地」という。)の境界線、計画敷地内の宅地割り、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置(都市計画として決定した計画道路を含む。) (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物 (5) 指定を受けようとする道路並びに計画敷地の排水方法及び経路 |
| 2 | 高低測量図 (縮尺200分の1以上) | (1) 等高線(2メートル以下の標高差を示すものとする。) (2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置 |
| 3 | 公図の写し | (1) 縮尺及び方位 (2) 公図を閲覧した事務所の名称、日時及び閲覧者の氏名 |

(2) 道路敷及び当該道路敷に接する土地の登記事項証明書

(3) 道路敷にある建物の登記事項証明書

(4) 道路敷又は当該道路敷にある建築物若しくは工作物の所有権及びその他の権利を有する者並びに当該道を政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の道路の位置の指定承諾書(第8号様式)

(5) 前号に規定する者の印鑑登録証明書

(6) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する図面に明示しなければならない事項を他の図書に明示してその図書を同項の道路の位置の指定申請書に添える場合においては、その図書をもって同項第1号の図面に代えることができる。

3 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、耐水材料で作られている側溝、縁石その他これらに類するもの(以下「側溝等」という。)でその道の位置を標示しなければならない。

4 前項の規定によりその道の位置を標示した側溝等は、移動させてはならない。

5 第1項の規定による申請に基づき市長が道路の位置の指定をしたときは、道路の位置の指定通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

6 第1項の規定による申請書を提出した後当該申請を取り下げようとする場合においては、第8条の規定を準用する。

(道路の変更又は廃止)

第16条 法第42条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第2項並びに法附則第5項の規定による私道(以下「私道」という。)を変更し、又は廃止しようとする場合(次条第1項に規定する場合を除く。)は、道路の変更(廃止)申請書(第10号様式)に、前条第1項に規定する図書及び道路の変更(廃止)承諾書(第11号様式)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が変更又は廃止の審査に必要ないと認めた図書については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に基づき道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告し、かつ、道路の変更(廃止)通知書(第12号様式)により申請者に通知するものとする。

(開発区域内等の私道の変更又は廃止)

第17条 都市計画法による開発許可を受けた開発区域内の開発行為又は同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法による市街地再開発事業の施行地区内若しくは土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内(以下「都市計画事業事業地内等」という。)の事業の工事に着手する部分に存在する私道を変更し、又は廃止しようとする場合は、当該開発行為又は事業を行う者等は、道路の変更(廃止)届(第12号様式の2)に、当該開発許可又は事業の認可を受けたことを証する書類その他これらに類するもの及び当該私道の変更又は廃止の内容を示す図書を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、開発区域内又は都市計画事業事業地内等において道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告するものとする。

第18条 削除

(道路とみなされる道の指定)

第19条 法第42条第2項の規定により指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満、1.8メートル以上のものとする。

(許可又は認定の申請等)

第20条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は省令第10条の4の2第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 立面図

(5) 断面図

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 省令第10条の23第6項の規定により市長が定める図書及び書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 適合判定通知書又はその写し(当該申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要しない場合(法第6条の3第1項ただし書の場合を除く。)を除く。)
- (2) その他市長が必要と認めるもの
- 3 基準条例、特別工業地区条例又は地区計画条例の規定により許可又は認定を受けようとする者は、許可申請書(第13号様式)又は認定申請書(第14号様式)に、第1項各号に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申請に基づき市長が許可又は認定をしたときは、許可通知書(第15号様式)又は認定通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。
- 5 法若しくは政令又は第3項の規定による申請書を提出した後に当該申請を取り下げ、又は許可若しくは認定を受けた後にその計画を取りやめようとするときは、第8条の規定を準用する。

(建ぺい率の緩和)

第21条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、2以上の道路(法第42条第2項の規定により指定された道で、同項の規定により道路の境界線とみなされる線のうち建築物を建築しようとする敷地側の線と道との間の部分を道路状に整備していないものを除く。以下この項において同じ。)に接し、かつ、敷地の外周の長さの10分の3以上がこれらの道路に接する敷地であって、次のいずれかに該当する敷地とする。

- (1) 道路が交差し、又は折れ曲がる部分の内角が120度以内で交わる角敷地。ただし、2以上の道路の幅員の和が10メートル未満の場合は、道路が当該敷地を挟む角を頂点とする長さ2メートルの底辺を有する二等辺三角形(当該敷地を挟む道路が法第42条第2項の規定により指定された道のときは、同項の規定により道路の境界線とみなされる線による二等辺三角形)のすみ切り部分の敷地を道路状に整備したものに限り。
- (2) 2以上の道路の間にある敷地
- 2 前項の規定の適用については、敷地が公園、広場、空地、水面その他これらに類するもの(以下この項において「公園等」という。)に接する場合においては、その公園等を同項に規定する道路の1とみなし、前面道路の反対側に公園等がある場合においては、その公園等の反対側の境界線までを当該前面道路の幅員とみなして同項の規定を適用する。

(前面道路からの後退距離の算定の特例)

第22条 政令第130条の12第5号の規定により市長が規則で定める建築物の部分は、その敷地内の建築物の一部で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊又は政令第145条第2項に規定する建築物に接続する部分
- (2) 一般公共の用に供する横断歩道橋に接続する部分
- (3) 高架の道路に接続するために設ける歩廊の用に供する建築物の部分で、屋根を有しないもの(東京急行電鉄東横線以東・以西の境界線)

第23条 基準条例第7条に規定する東京急行電鉄東横線以東及び以西の境界線は、軌道中心とする。

(敷地面積の規模)

第24条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める敷地面積の規模は、次の表ア欄に掲げる区分に応じ、同表イ欄に掲げる数値とする。

| ア 地域 | イ 敷地面積の規模 |
|-------------------------------------------------------------|-------------|
| 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 | 1,500平方メートル |
| 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域 | 1,000平方メートル |
| 近隣商業地域、商業地域又は工業専用地域 | 500平方メートル |

(建築協定の認可の申請書等)

第25条 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定認可申請書(第17号様式)に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法第70条第1項に規定する建築協定書
- (2) 付近見取図
- (3) 建築協定区域、建築協定区域隣接地(建築協定区域隣接地を定める場合に限る。以下同じ。)、建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示した図面
- (4) 建築協定をしようとする理由書
- (5) 土地の所有者等の建築協定に関する合意を示す書類、印鑑登録証明書(登録がない場合は、本人であることを証する書面。以下同じ。)並びに建築協定区域内の土地及び建物の登記事項証明書(登記がない場合は、権利者であることを証する書面。以下同じ。)
- (6) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の規定は、法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可について準用する。

(建築協定の変更又は廃止の認可の申請書等)

第26条 法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)又は法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定変更(廃止)申請書(第18号様式)に、次に掲げる図書(建築協定を廃止しようとする場合においては、第1号に規定する書類を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定の変更書及び建築協定区域、建築協定区域隣接地又は建築物に関する基準の変更を表示する図面
- (2) 法第73条第1項又は法第74条第2項の規定により認可を受けた建築協定書
- (3) 建築協定を変更し、又は廃止しようとする理由書
- (4) 土地の所有者等の建築協定区域内の土地及び建物の登記事項証明書並びに建築協定の変更(廃止しようとする場合においては、廃止)に関する合意を示す書類及び当該合意をした者の印鑑登録証明書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(建築協定の認可公告の通知)

第27条 市長は、前2条に規定する申請に係る建築協定の認可の公告をしたときは、その旨を建築協定認可公告通知書(第19号様式)により当該建築協定の認可を受けた者の代表者に通知するものとする。

(借地権消滅等の届出)

第28条 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、借地権消滅等届(第20号様式)に、同条第1項又は第2項の規定により建築協定区域から除かれたことを証する書類及び当該建築協定区域内の土地の位置を表示する図面を添えて市長に届け出なければならない。

(建築協定に加わる場合の手続)

第29条 法第75条の2第1項に規定する土地の所有者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)の意思の表示は、建築協定加入届(第21号様式)に、印鑑登録証明書、建築協定区域内の土地の登記事項証明書及び当該土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 法第75条の2第2項に規定する土地の所有者等の意思の表示は、建築協定加入届に当該土地の所有者等の建築協定に関する合意を示す書類、印鑑登録証明書、当該土地の登記事項証明書及び当該土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(一人建築協定が効力を有することとなった場合の届出)

第30条 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、同条第5項の規定により当該建築協定が効力を有することとなったときは、遅滞なく、一人協定が効力を有することとなった旨の届(第22号様式)に、2以上の土地の所有者等が存することを

証する書類及び建築協定区域内の土地の位置を表示する図面を添えて市長に届け出なければならない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請等)

第31条 省令第10条の16第1項第4号の規定により法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定又は同条第3項若しくは第4項の規定による許可を申請しようとする者以外に対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合の市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 公図の写し
- (2) 対象区域内にある土地の登記事項証明書
- (3) 対象区域内の土地の所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 省令第10条の16第2項第3号の規定により市長が定める図書又は書面は、省令第10条の18に規定する計画書(認定の申請にあつては認定に係るものに限る、許可の申請にあつては許可に係るものに限る。)その他市長が必要と認めるものとする。

3 省令第10条の16第3項第3号の規定により法第86条の2第2項の規定による許可を申請しようとする者以外に対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合の市長が定める図書又は書面は、第1項各号に掲げるものとする。

4 省令第10条の21第1項第3号の規定により市長が定める図書又は書面は、第1項各号に掲げるものとする。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。

(川崎市建築基準法施行細則の廃止)

2 川崎市建築基準法施行細則(昭和37年川崎市規則第71号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則(以下「新規則」という。)の施行前に旧規則の規定によりされた申請等の処分又は手続は、それぞれ新規則中これらに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成6年9月30日規則第46号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第33号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月15日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月26日規則第41号)

この規則は、平成8年5月10日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第44号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月30日規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成12年3月31日規則第66号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月31日規則第90号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第141号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成13年10月5日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月27日規則第107号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月18日規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第20条及び第31条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年8月28日規則第97号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成15年12月17日規則第126号)

この規則は、平成15年12月19日から施行する。

附 則(平成16年2月25日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則(以下「旧規則」という。)第11条第1項の規定に該当する建築物又は旧規則第12条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する建築設備で、平成16年1月から3月までの間で旧規則第11条第2項又は第12条第2項の規定に基づく時期に定期報告が行われたものに対するこの規則の施行の日後の最初の定期報告に係る改正後の規則(以下「新規則」という。)第11条第2項前段(第12条第2項前段の規定により準用される場合を含む。)の規定の適用については、新規則第11条第2項前段中「7月から9月までの期間」とし、以降毎年、当該期間において定期報告を行った日の属する月と同じ月」とあるのは、「平成17年7月から9月までの期間」とする。

附 則(平成16年3月31日規則第35号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成16年6月24日規則第60号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。ただし、第1条及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月28日規則第82号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成17年2月23日規則第3号抄)

- (施行期日)
- この規則は、平成17年3月7日から施行する。
附 則(平成17年3月31日規則第17号抄)
- (施行期日)
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成17年5月31日規則第68号)
- この規則は、平成17年6月1日から施行する。
附 則(平成17年9月29日規則第106号)
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成18年10月13日規則第125号抄)
- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
附 則(平成19年3月30日規則第14号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成19年6月19日規則第71号)
- この規則は、平成19年6月20日から施行する。
附 則(平成20年11月20日規則第112号)
- この規則は、平成20年11月28日から施行する。
附 則(平成23年2月7日規則第2号)
- (施行期日)
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則(以下「旧規則」という。)第11条第2項の規定により建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による当該建築物の最初の定期報告の時期を平成23年7月から同年9月までの期間とされた建築物又は旧規則第12条第2項の規定により法第12条第3項の規定による建築設備の最初の定期報告の時期を同期間とされた旧規則第12条第1項第1号若しくは第2号に掲げるものの最初の定期報告の時期は、改正後の規則(以下「新規則」という。)第11条第2項又は第12条第2項の規定にかかわらず、平成23年9月30日までとする。
- 新規則第16条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第1項の規定による申請がされた道路の変更又は廃止について適用する。
- 新規則第17条第1項の規定は、施行日以後に都市計画法(昭和43年法律第100号)による開発許可を受けた開発区域内の開発行為又は同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業の施行地区内若しくは土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内の事業の工事に着手する部分に存在する法第42条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第2項並びに法附則第5項の規定による私道の変更又は廃止について適用する。
附 則(平成26年3月31日規則第43号)
- (施行期日)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に存する診療所であって改正後の規則第11条第1項の規定により建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定による定期報告を行うこととされたもの及び当該診療所の建築設備であって同規則第12条第1項の規定により同法第12条第3項の規定による定期報告を行うこととされたものの最初の定期報告の時期は、同規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
附 則(平成27年5月27日規則第50号)
- (施行期日)
- この規則は、平成27年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
附 則(平成27年9月25日規則第67号)
- (施行期日)
- この規則は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に存するホテル又は旅館であって改正後の規則第11条第1項の規定により新たに建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定による定期報告を行うこととされたもの及び当該ホテル又は旅館の建築設備であって同規則第12条第1項の規定により新たに同法第12条第3項の規定による定期報告を行うこととされたものの最初の定期報告の時期は、同規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。
附 則(平成28年5月31日規則第60号)
- (施行期日)
- この規則は、平成28年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項に掲げる建築物及び改正後の規則(以下「新規則」という。)第11条第1項に掲げる特定建築物並びに建築基準法施行令第16条第3項並びに新規則第12条第1項第1号(同項の規定により新たに建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定による定期報告を行うこととされたものに限る。)及び第3号に掲げる特定建築設備等のこの規則の施行の日以後における最初の同法第12条第1項及び第3項の規定による定期報告(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目の定期報告を含む。)の時期は、新規則第11条第2項並びに第12条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。
- 前項の規定にかかわらず、川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成27年川崎市規則第67号。以下「平成27年改正規則」という。)の規定により新たに建築基準法第12条第1項の規定による定期報告を行うこととされたホテル又は旅館及び平成27年改正規則の規定により新たに同法第12条第3項の規定による定期報告を行うこととされた当該ホテル又は旅館の建築設備の平成27年改正規則の施行の日以後における最初の当該定期報告の時期は、平成28年9月30日までとする。
- 改正前の規則第12条第1項第1号及び第2号に掲げる建築設備(改正前の規則第11条第1項の表の2の項又は5の項に該当する建築物に設置されたものに限り。)であって平成27年6月1日から同年9月30日までに建築基準法第12条第3項の規定による定期報告が行われたもの(当該定期報告が行われた後、同年10月1日から平成28年5月31日までに再び同項の規定による当該定期報告が行われたものを除く。)のこの規則の施行の日以後における最初の同法第12条第3項の規定による定期報告(建築基準法施行規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目の定期報告を含む。)の時期は、新規則第12条第2項第3号の規定にかかわらず、市長が定める時期とする。
附 則(平成30年3月30日規則第20号)
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成30年6月29日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知が行われた建築物又は工作物については、なお従前の例による。

附 則(平成30年11月9日規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

第1号様式

正・副

工事監理者等選任(名義等変更)届

年 月 日

(あて先)川崎市建築主事

建築主 住所 _____ 印
 氏名 _____
 代理人 住所 _____ 印
 氏名 _____

次のとおり選任(変更)するので届け出ます。

| 確認番号 年月日 | 第 号 | 年 月 日 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 建 築 主 | 変更前 氏名のフリガナ 氏 名 _____ 印 郵便番号 — 住所 _____ 電話番号 () | |
| | 変更後 氏名のフリガナ 氏 名 _____ 印 郵便番号 — 住所 _____ 電話番号 () | |
| 代 理 者 | 変更前 資格()建築士()登録第 号 氏名 _____ 印 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| | 変更前 資格()建築士()登録第 号 氏名 _____ 印 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| | 変更後 資格()建築士()登録第 号 氏名 _____ 印 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| 設 計 者 | 変更前 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| | 変更後 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| 工事監理者 | 変更前 資格()建築士()登録第 号 氏名 _____ 印 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| | 変更後 資格()建築士()登録第 号 氏名 _____ 印 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| 工事施工者 | 変更前 氏 名 _____ 印 営業所名 建設業の許可(大臣・知事)第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| | 変更後 氏 名 _____ 印 営業所名 建設業の許可(大臣・知事)第 号 郵便番号 — 所在地 _____ 電話番号 () | |
| 敷地の地名地番 | 変更前 川崎市 区 | |
| | 変更後 川崎市 区 | |
| 変更の理由 | | |
| ※受付処理欄 | ※ 第 号 _____ 年 月 日 上記の届出を受理します。 川崎市建築主事 _____ 印 | |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

- 2 建築主又は代理人の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 3 押印をする場合は、当初確認申請書(正本)に使用した印鑑を使用してください。
- 4 この届は、2部提出してください。
- 5 名義等の変更の届は、工事中に限り受理します。

6 建築主の名義を変更する場合は、確認申請時の建築主名で届け出てください。

7 この届には、確認済証を添付してください。

第2号様式

取 下 届

(あて先) 川崎市建築主事
川 崎 市 長

年 月 日

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ 印 _____

| | |
|------------------------------|---------------------------------------------|
| 申 請 の 種 類 | 確認・許可・認定・指定 |
| 受付年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 建築場所、設置場所 又は 築 造 場 所 | 川崎市 区 |
| 建築主・設置者・ 築 造 主 住 所 氏 名 | 氏名のフリガナ 氏 名 郵便番号 ー 住 所 電話番号 () |
| 建 築 物 の 用 途 | |

上記の申請について、次のとおり取り下げたいので届け出ます。

| | |
|------------|-------|
| 1 取り下げの年月日 | 年 月 日 |
| 2 取り下げる理由 | |

注1 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 法第6条第1項に係る取り下げの場合のあて先は、川崎市建築主事を○で囲んでください。

3 市長の許可又は認定に係る取り下げの場合のあて先は、川崎市長を○で囲んでください。

4 申請の種類については、該当するものを○で囲んでください。

第3号様式

建築計画(一部・全部)取りやめ届

(あて先) 川崎市建築主事
川 崎 市 長

年 月 日

住 所 _____

建築主等

氏 名 _____ 印 _____

| | |
|------------------------------|---------------------------------------------|
| 申 請 の 種 類 | 確認・許可・認定 |
| 年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 建築場所、設置場所 又は 築 造 場 所 | 川崎市 区 |
| 建築主・設置者・ 築 造 主 住 所 氏 名 | 氏名のフリガナ 氏 名 郵便番号 ー 住 所 電話番号 () |
| 建 築 物 の 用 途 | |

上記の建築計画について、次のとおり計画の ^{一部} _{全部} を取りやめたいので関係書類を添えて届け出ます。

| | |
|------------|-------|
| 1 取りやめの年月日 | 年 月 日 |
| 2 取りやめる理由 | |
| 3 取りやめの部分 | |

注1 建築主等の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 法第6条第1項に係る取りやめの場合のあて先は、川崎市建築主事を○で囲んでください。

3 市長の許可又は認定に係る取りやめの場合のあて先は、川崎市長を○で囲んでください。

4 申請の種類については、該当するものを○で囲んでください。

第4号様式 削除
 第5号様式 削除
 第6号様式

道路の位置の指定申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印 _____

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 1 | 築造主住所氏名 | | | | |
| 2 | 代理者住所氏名 | 電話 () | | | |
| 3 指定を受けようとする土地 | (1) 地名地番 | (地目) | | | |
| | (2) 用途地域 | | (3) 容積率及び建ぺい率 | _____ % _____ % | |
| | (4) 防火地域 | 防火、準防火、指定なし | (6) その他の区域、地域又は地区 | | |
| | (5) 川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | | |
| 4 | 指定を受けようとする道路の幅員及び延長 | | | | |
| 5 | 指定を受けようとする道路の位置の標示方法 | | | | |
| 6 | 道路築造着工予定日 | 年 月 日 | 9 土 地 面 積 | 私道面積 | _____ m ² |
| 7 | 道路築造完了予定日 | 年 月 日 | | 宅地面積 | _____ m ² |
| 8 | 宅地数 | 区画 | | 合計 | _____ m ² |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己用 ・ 土地分譲 ・ 建築物分譲 ・ 既存整備 ・ その他 ・ 宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可(要・不要) | | | | |
| ※受付処理欄 | | | | ※指定公告欄 | 指定 年 月 日 年 第 号 公告 年 月 日 第 号 |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 3の項(4)及び(5)の号並びに備考は、該当するものを○で囲んでください。

第7号様式

| | | |
|---------------|-------|---|
| 所在地 | 川崎市 | 区 |
| 指定年月日 | 年 月 日 | |
| 指定番号 | 年第 号 | |
| 公告年月日 | 年 月 日 | |
| 公告番号 | 第 号 | |
| 道路の幅員及び延長 | m × | m |
| 私道面積 | | |
| 宅地面積 | | |
| 合計 | | |
| 図面製作者 住所氏名 | | |

凡例

| | | | |
|--|---------------------|--|---------|
| | 方位 | | 地番境 |
| | 申請道路 | | 敷地境 |
| | 既存道路 | | 既存建築物 |
| | 指定済道路 | | 法面 |
| | (指定年月日及び指定番号を記入のこと) | | コンクリート留 |
| | 廃止される道筋 | | 間地石積 |
| | 都市計画道路 | | ブロック積 |

- 注 1 付近見取図は、公図の写し及び敷地計画図と方位を一致させ、最寄り駅その他の目標となる地物を正確に記載してください。
- 2 公図の写しには、公図を閲覧した事務所の名称、日時及び閲覧者の氏名を記入してください。
- 3 敷地計画図には、地番境及び地番を記入し、それぞれ権利者の氏名を記入してください。
- 4 図面の縮尺は、200分の1以上（各部構造図については、20分の1以上）としてください。
- 5 単位は、「メートル」（小数点以下2位まで）としてください。

第8号様式

道路の位置の指定承諾書

(申請者氏名)

_____ 申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異義ありません。

また、指定を受けようとする道路の管理者にあつては、当該道路を道路の位置の指定に係る基準に適合するように管理します。

年 月 日

| ア | イ | ウ | エ | オ |
|-------------------------|---------------------|-------|----------|---|
| 道路となる敷地に関係のある権利の対象となる物件 | アの欄の土地、建築物又は工作物の所在地 | 権利の種別 | 権利者等住所氏名 | 印 |
| | | | | |
| 備考 | | | | |

注1 アの欄には、土地、建築物及び工作物（詳しい用途）を記入してください。

2 ウの欄に、アの欄のものについての権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。

3 道路の敷地となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物の所有権又はその他の権利を有する者（以下「権利者」という。）が管理者となる場合は、ウの欄にその旨（記載例：「所有権・管理者」と記載。）を記入してください。

4 権利者以外に管理者がいる場合は、ウの欄に「管理者」と記入し、当該管理者の承諾を得てください。

5 備考には、権利者等についての特記事項があればそれを記入してください。

第9号様式

道路の位置の指定通知書

| | | | | | |
|--------------|-------------------------------|------------------|-------------------|---------|------------------|
| 指定通知欄 | | | | | |
| 1 | 築造主住所氏名 | | | | |
| 2 | 代理者住所氏名 | 電話 () | | | |
| 3 指定に係る土地 | (1) 地名地番 | (地目) | | | |
| | (2) 用途地域 | | (3) 容積率及び建ぺい率 | _____ % | _____ % |
| | (4) 防火地域 | 防火、準防火、指定なし | (6) その他の区域、地域又は地区 | | |
| | (5) 川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | | |
| 4 | 指定に係る道路の幅員及び延長 | | | | |
| 5 | 指定に係る道路の位置の標示方法 | | | | |
| 6 | 道路築造着工予定日 | 年 月 日 | 9 土地面積 | 私道面積 | . m ² |
| 7 | 道路築造完了予定日 | 年 月 日 | | 宅地面積 | . m ² |
| 8 | 宅地数 | 区画 | | 合計 | . m ² |

第10号様式

道路の変更(廃止)申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印

指定(既存)道路を変更(廃止)したいので、関係図書を添えて申請します。

| | | | | |
|------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------|-------|
| 1 | 築造主住所氏名 | | | |
| 2 | 代理人住所氏名 | 電話 () | | |
| 3 申請場所 | (1) 地名地番 | (地目) | | |
| | (2) 用途地域 | (3) 容積率及び 建ぺい率 | _____% _____% | |
| | (4) 防火地域 | 防火、準防火、指 定なし | (6) その他の区 域、地域又は 地区 | |
| | (5) 川崎市建築 基準条例第 7条の規定 による日影 時間の指定 | (一)、(二)、(三)、 指定なし | | |
| 4 | 申請に係る道路 の幅員及び延長 | | | |
| 5 | 変更又は廃止し ようとする道路 の指定年月日及 び番号 | 年 月 日 年 第 号 | | |
| 6 | 申請の理由 | | | |
| ※備考 | | | | |
| ※受 付 処 理 欄 | | ※ 変 更 ・ 廃 止 公 告 欄 | 変更・ 廃止 | 年 月 日 |
| | | | | 年 第 号 |
| | | | 公 | 年 月 日 |
| | | | 告 | 第 号 |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 3の項(4)及び(5)の号は、該当するものを○で囲んでください。

第11号様式

道路の変更(廃止)承諾書

(申請者氏名)

_____申請に係る道路の変更(廃止)申請書及び添付図面に記載されて
いるとおりの道路の変更(廃止)については、異議ありません。

年 月 日

| ア | イ | ウ | エ | オ |
|---------------------------------|-------------------------|--------------|------------------|---|
| 申請に係る道路に関係 のある権利の対象とな る物件 | アの欄の土地、建築物 又は工作物の所在地 | 権 利 の 種 別 | 権 利 者 住 所 氏 名 | 印 |
| | | | | |
| 備 考 | | | | |

注1 アの欄には、土地、住宅、工場、広告塔等を記入してください。

2 ウの欄には、アの欄のものについての権利の種別(所有権、賃借権等)を記入してくだ
さい。

3 備考には、権利者についての特記事項があればそれを記入してください。

第12号様式

道路の変更(廃止)通知書

| | | | | |
|-----------|-------------------------------|------------------|--------------------|--|
| 変更(廃止)通知欄 | | | | |
| 1 | 築造主住所氏名 | | | |
| 2 | 代理人住所氏名 | 電話 () | | |
| 3 申請場所 | (1) 地名地番 | (地目) | | |
| | (2) 用途地域 | (3) 容積率及び建ぺい率 | _____ % _____ % | |
| | (4) 防火地域 | 防火、準防火、指定なし | (6) その他の区域、地域又は地区 | |
| | (5) 川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | |
| 4 | 申請に係る道路の幅員及び延長 | | | |
| 5 | 変更又は廃止しようとする道路の指定年月日及び番号 | 年 月 日 年 第 号 | | |
| 6 | 申請の理由 | | | |

第12号様式の2

道路の変更（廃止）届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

| | | |
|-----|----|---|
| 届出者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

指定（既存）道路を変更（廃止）したいので、関係図書を添えて届け出ます。

| | | | | |
|---|--------------------------|-----------------------|---------------------|--------------------------------|
| 1 | 代理者住所氏名 | 電話 () | | |
| 2 | 道路の地名地番 | | | |
| 3 | 届出に係る道路の幅員及び延長 | 幅員 | 延長 | |
| 4 | 変更又は廃止しようとする道路の指定年月日及び番号 | | | |
| 5 | 届出の理由 | | | |
| ※ | 備考 | | | |
| ※ | 受付処理欄 | ※ 変更・ 廃止 公告欄 | 変更・ 廃止 公 告 | 年 月 日 年 第 号 年 月 日 第 号 |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式

許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印

川崎市建築基準法施行細則第20条第3項の規定により次のとおり提出します。

| | | | | |
|----------|------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 建築主住所氏名 | 電話 () | | |
| 2 | 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名 | ()建築士()登録第 号 電話 () ()建築士事務所()知事登録第 号 | | |
| 敷地の位置 | (1)地名地番 | | | |
| | (2)用途地域 | (3)容積率及び建蔽率 | _____ % _____ % | |
| | (4)防火地域 | 防火、準防火、指定なし | (6)その他の区域、地域又は地区 | |
| | (5)川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | |
| | 4 主要用途 | 5 工事種別 | 新築、増築、改築、移転、用途変更 | |
| | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 | |
| 6 | 敷地面積 | m ² | m ² | m ² |
| 7 | 建築面積 | m ² | m ² | m ² |
| 8 | 延べ面積 | m ² () | m ² () | m ² () |
| 9 | 工事着工予定 | 年 月 日 | 10 工事完了予定日 | 年 月 日 |
| 11 | 許可を受けようとする る具体的事項 | | | |
| ※消防関係同意欄 | ※受付処理欄 | ※手数料欄 | | |
| | | ※許可欄 | 年 月 日 第 号 | |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 3の項(4)及び(5)の号並びに5の項は、該当するものを○で囲んでください。

4 4の項は、できるだけ具体的に記入してください。

5 8の項()内には、自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計を記入してください。

6 11の項は、許可に係る条例等の題名、条項及び内容を記入してください。

第14号様式

認 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

川崎市建築基準法施行細則第20条第3項の規定により次のとおり申請します。

| | | | | |
|--------|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 建築主住所氏名 | 電話 () | | |
| 2 | 代理者資格 | ()建築士()登録第 | 号 | |
| | 住所氏名 建築士事務所名 | 電話 () ()建築士事務所()知事登録第 号 | | |
| 敷地の位置 | (1)地名地番 | | | |
| | (2)用途地域 | | (3)容積率及び 建蔽率 | _____% _____% |
| | (4)防火地域 | 防火、準防火、指定なし | (6)その他の区域、地域又は地区 | |
| | (5)川崎市建築基準 条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | |
| | 4 | 主要用途 | | |
| 建築物の概要 | | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
| | 敷地面積 | m ² | m ² | m ² |
| | 建築面積 | m ² | m ² | m ² |
| | 延べ面積 | m ² () | m ² () | m ² () |
| | 建築物棟数 | 棟 | 棟 | 棟 |
| 6 | 備考 | | | |
| 7 | 認定に係る具体的事項 | | | |
| ※受付処理欄 | | | | ※手数料欄 |
| | | | | ※認定欄 |
| | | | | 年 第 号 |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

- 申請者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 3の項(4)及び(5)の号は、該当するものを○で囲んでください。
- 各棟別の概要は別紙に記入してください。
- 6の項には、構造、階数等の特記事項を記入してください。
- 7の項は、認定に係る条例等の題名、条項及び内容を記入してください。

第15号様式

許 可 通 知 書

| | | | | |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 許可通知欄 | | | | |
| 1 | 建築主住所氏名 | 電話 () | | |
| 2 | 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名 | ()建築士()登録第 電話 () ()建築士事務所()知事登録第 | 号 号 | |
| 敷地の位置 | (1) 地名地番 | | | |
| | (2) 用途地域 | (3) 容積率及び 建ぺい率 | _____% _____% | |
| | (4) 防火地域 | 防火、準防火、指定なし | (6) その他の区域、地域又は地区 | |
| | (5) 川崎市建築基準 条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | |
| 4 | 主要用途 | 5 | 工事種別 新築、増築、改築、 移転、用途変更 | |
| | | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
| 6 | 敷地面積 | m ² | m ² | m ² |
| 7 | 建築面積 | m ² | m ² | m ² |
| 8 | 延べ面積 | m ² () | m ² () | m ² () |
| 9 | 工事着工予定日 | 年 月 日 | 10 | 工事完了 予定日 |
| 11 | 許可に係る具体的事項 | | | |

第16号様式

認 定 通 知 書

| | | | | |
|--------|-----------------------------------|---------------------------------------------|-------------------|------------------|
| 認定通知欄 | | | | |
| 1 | 建築主住所氏名 | 電話 () | | |
| 2 | 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名 | ()建築士()登録第 電話 () ()建築士事務所()知事登録第 | 号 | |
| 敷地の位置 | (1) 地名地番 | | | |
| | (2) 用途地域 | | (3) 容積率及び 建ぺい率 | _____% _____% |
| | (4) 防火地域 | 防火、準防火、指定なし | (6) その他の区域、地域又は地区 | |
| | (5) 川崎市建築基準 条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | |
| | 4 | 主要用途 | | |
| 建築物の概要 | | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
| | 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| | 延べ面積 | () ㎡ | () ㎡ | () ㎡ |
| | 建築物棟数 | 棟 | 棟 | 棟 |
| 6 | 備考 | | | |
| 7 | 認定に係る具体的事項 | | | |

第17号様式

建築協定認可申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所 _____
 申請代表者 氏名又は名称 _____ 印
 電 話 _____ () _____

建築基準法第 条第 項の規定による認可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

| | | | | | |
|-----------------|-------------------------------|---------------------------------|----------------|-------------------|------------------|
| 1 建築協定の概要 | (1) 建築協定の名称 | | | | |
| | (2) 区域の地名地番 | 川崎市 区 | | | |
| | (3) 隣接地の地名地番 | 川崎市 区 | | | |
| | (4) 建築物に関する基準 | 建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準 | | | |
| | (5) 有効期間 | 年 | | | |
| | (6) 協定違反のあった場合の措置 | | | | |
| 2 面積等 | 協定区域 | 宅 地 | そ の 他 | 総 計 | 区画 |
| | | m ² | m ² | m ² | |
| | 隣 接 地 | m ² | m ² | m ² | 区画 |
| 3 協定区域 | (1) 用途地域 | | | (2) 容積率及び建ぺい率 | _____% _____% |
| | (3) 防火地域 | 防火、準防火、指定なし | | (5) その他の区域、地域又は地区 | |
| | (4) 川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | | |
| 4 土地の所有者等の人数 | 土地の所有者 | 建築物の所有を目的とする | | 法第77条に規定する建築物の借主 | 合 計 |
| | | 地上権者 | 賃借権者 | | |
| 5 | 4のうちの合意者の人数 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 6※ | 権利者に対する合意者割合 | | | | |
| 7※ | その他必要な事項 | | | | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 縦 覧 | 年 月 日 公告 第 号 年 月 日から 年 月 日まで | | | ※認可公告欄 |
| 年 月 日 第 号 | ※ 公聴会 | 年 月 日 公告 第 号 年 月 日 | | | 年 月 日 |

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 申請代表者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 3 1の項(4)の号並びに3の項(3)及び(4)の号は、該当するものを○で囲んでください。
 4 枠内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

第18号様式

建築協定変更(廃止)申請書

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所 _____
 申請代表者 氏名又は名称 _____ 印
 電 話 _____ () _____

年 月 日第 号認可の建築協定を次のように変更(廃止)したいので、建築基準法第 条第 項の規定により関係図書を添えて申請します。

| | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|---------------------------------|----------------|-------------------|------------------|
| 1 建築協定の概要 | (1) 建築協定の名称 | | | | |
| | (2) 区域の地名地番 | 川崎市 区 | | | |
| | (3) 隣接地の地名地番 | 川崎市 区 | | | |
| | (4) 建築物に関する基準 | 建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準 | | | |
| | (5) 有効期間 | 年 | | | |
| | (6) 協定違反のあった場合の措置 | | | | |
| 2 面積等 | 協定区域 | 宅 地 | そ の 他 | 総 計 | 区画 |
| | | m ² | m ² | m ² | |
| | 隣 接 地 | m ² | m ² | m ² | 区画 |
| 3 協定区域 | (1) 用途地域 | | | (2) 容積率及び建ぺい率 | _____% _____% |
| | (3) 防火地域 | 防火、準防火、指定なし | | (5) その他の区域、地域又は地区 | |
| | (4) 川崎市建築基準条例第7条の規定による日影時間の指定 | (一)、(二)、(三)、指定なし | | | |
| 4 土地の所有者等の人数 | 土地の所有者 | 建築物の所有を目的とする | | 法第77条に規定する建築物の借主 | 合 計 |
| | | 地上権者 | 賃借権者 | | |
| 5 協定の廃止に合意する土地の所有者等の人数 | 土地の所有者 | 建築物の所有を目的とする | | 法第77条に規定する建築物の借主 | 合 計 |
| | | 地上権者 | 賃借権者 | | |
| 6 協定の廃止に合意する土地の所有者等の割合 | | | | | % |
| 7※ その他必要な事項 | | | | | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 縦 覧 経 過 | 年 月 日 公告 第 号 年 月 日から 年 月 日まで | | | ※認可公告欄 |
| 年 月 日 第 号 | | 公聴会 年 月 日 公告 第 号 年 月 日 | | | 年 月 日 |

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 申請代表者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 3 1の項(4)の号並びに3の項(3)及び(4)の号は、該当するものを○で囲んでください。
 4 5及び6の項は協定を廃止する場合にのみ記入してください。
 5 枠内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

第19号様式

第 号
年 月 日

様

川崎市長

印

建築協定認可公告通知書

年 月 日に認可申請のあった建築協定については、年 月 日に認可し、年 月 日公告(川崎市公告第 号)したので、川崎市建築基準法施行細則第27条の規定により通知します。

第20号様式

借地権消滅等届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所 _____

届出者 氏名又は名称 _____ 印

電 話 _____ () _____

次のとおり建築基準法第74条の2第 項の規定により建築協定区域から除かれましたので、同条第3項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

| | |
|-------------------|--|
| 1 建築協定の名称 | |
| 2 認可公告年月日 | |
| 3 建築協定区域から除かれた年月日 | |
| 4 土地の地名地番 | |
| 5 土地の所有者等の住所氏名 | |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 届出者が法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

3 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

| |
|---------|
| ※ 受 付 欄 |
| |

第21号様式

建築協定加入届

年 月 日

(あて先)川崎市長

届出者(土地が共有のときは代表者)

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

電 話 _____ () _____

年 月 日認可公告のあった次の建築協定に加わりたいので、建築基準法第75条の2第 項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

| | |
|-----------|--|
| 1 建築協定の名称 | |
| 2 土地の地名地番 | |

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 届出者が法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

3 届出者(土地が共有のときは代表者)の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

| |
|---------|
| ※ 受 付 欄 |
| |

第22号様式

一人協定が効力を有することとなった旨の届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所 _____
 届出者 氏名又は名称 _____ 印
 電 話 _____ () _____

次の建築協定は、建築基準法第76条の3第5項の規定により効力を有することとなったので、川崎市建築基準法施行細則第30条の規定により関係図書を添えて届け出ます。

| | | |
|---|-----------------|--------------|
| 1 | 建 築 協 定 の 名 称 | |
| 2 | 認 可 年 月 日 | 年 月 日 |
| 3 | 効力を有することとなった年月日 | 年 月 日 |
| | 地 名 地 番 | 土地の所有者等の住所氏名 |
| | | |
| | | |
| | | |

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 届出者が法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
 3 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 4 枠内に記入しきれないときは別紙に記入してください。

| |
|---------|
| ※ 受 付 欄 |
| |